

令和8年2月16日

別府市タクシー準特定地域協議会

令和7年度第2回別府市タクシー準特定地域協議会の書面開催について

標記協議会について、令和8年2月12日付けで、九州運輸局長より特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第16条第1項に基づき、公定幅運賃の範囲の変更を求める要請があったことから、同法施行規則第10条の5第1項の規程により運賃の範囲の変更に関する通知があり、施行規則第10条の5第2項及び10条の6第1項に基づき当該公定幅運賃の範囲の変更に関する意見書を九州運輸局に提出するよう指示がありましたが、この意見の聴取をなるべく早く、全ての協議会構成員の皆様に対して行いたいことから、書面を構成員に送付し、その意見を聴取する書面開催として、協議会を行いますのでお知らせします。

なお、新たに当協議会の構成員として参画を希望される方は、書面協議日（令和8年3月11日）の3日前（令和8年3月9日）までに、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

記

○ 書面協議事項

運賃の範囲の変更について

本件に関するお問い合わせ先

別府市タクシー準特定地域協議会事務局

(一般社団法人大分県タクシー協会内)

TEL 097-558-5759 FAX 097-558-5756

担当 江熊、山本